

いじめ対応 ハンドブック

～いじめ防止対策推進法等対応版～



平成31(2019)年3月

栃木県教育委員会

はじめに

いじめ防止対策推進法が施行されて5年が経過し、各学校においては、いじめ防止対策推進法や各学校が策定した学校いじめ防止基本方針等に則り、積極的ないじめの認知に努め、一つ一つの事案に対して組織として対応するなど、いじめの問題に対して組織的に対応しています。

また、県教育委員会においては、「栃木県教育振興基本計画2020—教育ビジョンとちぎー」において、「豊かな心を育む教育の充実」を掲げ、様々な施策を展開し、その一つとして、平成29年12月に改定した「栃木県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、学校、家庭、地域、行政及び専門機関等が一丸となって、いじめの問題に取り組んでいるところです。

しかし、全国的に深刻ないじめの事案は後を絶たず、子どもたちが直面している現在のいじめの問題は、私たち大人が想像している以上に複雑化、潜在化している状況から、学校には、全ての教職員がいじめ防止対策推進法等の趣旨を十分に理解し、それに基づく対応を着実に実践することがこれまで以上に求められています。

こうしたことを踏まえて作成した本書は、いじめ防止対策推進法や各種ガイドライン等に基づく対応を中心に掲載し、校内の組織体制等を再確認するページも設けています。また、各学校におけるいじめの早期発見、未然防止に向けた取組がより効果的に行われるよう、具体的なポイントを掲載しました。

各学校においては、教職員一人一人が熟読し、校内研修等での積極的な活用を図り、いじめの問題に対する組織的な対応の一層の充実やいじめの未然防止に向けた取組の一層の推進を通じて、本県の子どもたちが明るく、元気に生き生きと学校生活を送ることができるよう願っています。

最後に、本資料の作成に当たり、監修いただきました日本女子大学教職教育開発センター坂田仰教授をはじめ御協力をいただいた皆様方に心より御礼申し上げます。

平成31(2019)年3月

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

本書の活用について

本書は、教職員一人一人が、いじめ防止対策推進法やガイドライン等を理解するとともに、それらに基づくいじめの防止等のための対策の充実を図ることを目的として作成しました。

1 本書の内容

いじめの問題に対する、いじめ防止対策推進法やガイドライン等に基づく対処や取組の要点を「基礎知識」、「事案対処」、「早期発見」、「未然防止」の4つの分野に分けて掲載しました。

また、関連する条文等を掲載することで、いじめ防止対策推進法等に則って対処等ができる実践的資料としました。

2 本書の構成

本書は、主に以下の4つの内容で構成されています。

基礎知識 (いじめ防止対策推進法等の理解)

事案対処 (いじめ事案への対処等)

早期発見 (いじめの早期発見に向けた取組)

未然防止 (いじめの未然防止に向けた取組)

3 本書の活用例

- (1) 日頃の教育活動の中で、いじめ事案の対処等に関する疑問や気になることがあった場合など、すぐに手に取り活用してください。
- (2) いじめの問題に関する自主研修や校内研修、「学校いじめ対策組織」の会議等において、いじめ防止対策推進法等に基づく対応の確認等を行うための資料として活用してください。

4 その他

本書は、栃木県教育委員会事務局学校安全課児童・生徒指導担当のホームページにも掲載しています。各学校において、必要に応じて内容を加え、自校化を図るなどして活用してください。

目次

基礎知識

学校が法的義務を果たすためには、いじめ防止対策推進法やガイドライン等の理解に基づく対処や取組が必要です。

1 いじめ防止対策推進法やガイドライン等の理解

P. 1

- (1) 読んでおくべき法律やガイドライン等
- (2) いじめの定義
- (3) 学校に求められる主な取組

事案対処

いじめ事案に対して、いじめ防止対策推進法に基づき組織的かつ迅速に対処するためには、「学校いじめ対策組織」を中心として、情報の共有及び対応方針の決定を行い、その上で、関係児童生徒に対する指導・支援、保護者への支援・助言を行う必要があります。

2 情報の共有と組織的な対応

P. 4

- (1) いじめの積極的な認知や組織的対応の在り方
- (2) いじめを認知した際の組織的対応の流れ

3 彻底調査

P. 7

- (1) 聴き取り調査
- (2) アンケート調査

4 被害児童生徒及びその保護者への支援等

P. 8

- (1) 被害児童生徒に対する支援等
- (2) 被害児童生徒の保護者に対する支援等

5 加害児童生徒に対する指導

P. 10

6 加害児童生徒の保護者に対する助言等

P. 11

7 傍観者に対する指導

P. 12

8 重大事態への対処

P. 13

- (1)重大事態の定義
- (2)重大事態に関するガイドライン等
- (3)重大事態としての取扱い等に関する主な留意点
- (4)重大事態として扱われた事例
- (5)重大事態の発生の報告等の流れ
- (6)「学校が調査の主体となる場合」の学校における対応の流れ

9 事案対処の参考になる事例

P. 18

早期発見

いじめ事案に組織的かつ迅速に対処するためには、いじめを早期に発見することが大切です。

10 アンケート調査の実施と教育相談体制の充実

P. 20

- (1)アンケート調査を実施する際のポイント
- (2)教育相談体制の充実

11 いじめの早期発見につながる日頃の観察

P. 23

- (1)いじめられている児童生徒のサイン
- (2)いじめている児童生徒のサイン
- (3)教室でのサイン

12 情報の整理と共有

P. 25

- (1)情報の整理
- (2)情報の共有

未然防止

いじめを未然に防止するためには、「学校いじめ防止基本方針」に則り、「学校いじめ対策組織」を中心とした組織体制のもと、教育活動全体を通じて、いじめの未然防止に向けた取組を計画的に実施する必要があります。

13 いじめの未然防止に向けた取組のポイント

P. 28

14 児童生徒による主体的な取組

P. 30

15 いじめの未然防止に向けた年間計画

P. 32

参考資料等

P. 34

1 いじめ防止対策推進法やガイドライン等の理解

(1) 読んでおくべき法律やガイドライン等

ア いじめ防止対策推進法

社会総がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための、基本的な理念や体制を定めた法律です。

いじめの定義、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定、いじめの防止等のための組織設置、重大事態への対処等について定めています。

イ いじめの防止等のための基本的な方針

国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第11条に基づき策定されたものです。

学校いじめ防止基本方針の策定や「学校いじめ対策組織」の役割等に関する具体的な内容等を定めています。

ウ 栃木県いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第12条に基づき、国、県内市町、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、県民総がかりで、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進できるよう策定したものです。

エ その他の指針及びガイドライン

- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」
- ・「不登校重大事態に係る調査の指針」
- ・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項には、いじめの定義が示されています。



いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。



定義には3つの要素が含まれています。

- ① 行為をした者（A）と行為の対象となった者（B）の間に一定の人的関係が存在すること
- ② AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ③ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

定義では、加害児童生徒の意図を問わず、被害児童生徒の感じる被害性に着目しており、幅広くいじめを認知することが求められています。

いじめ防止対策推進法上の 「いじめ」

「いじめ防止対策推進法上のいじめ」と「社会通念上のいじめ」のギャップをしつかり認識し、定義に基づいて認知しましょう。

社会通念上の「いじめ」

（誰もが深刻な事態と認識するであろう事案
「一方的に」、「継続的に」、「集団で」、「深刻な苦痛」等）

(3) 学校に求められる主な取組

いじめ防止対策推進法及びいじめの防止等のための基本的な方針により、学校に対して、主に以下のような取組が求めされました。

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

(いじめ防止対策推進法第13条)

いじめの防止のための具体的な指導内容のプログラム化を図るとともに、いじめの早期発見・事案対処のマニュアルの作成等について定めます。

イ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

(いじめ防止対策推進法第22条)

「学校いじめ対策組織」を設置し、この組織が中心となりいじめの未然防止、早期発見、事案対処等に学校全体で取り組みます。

教職員以外に、専門的な知識を有する者として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を加え、実効性の高い組織とします。

ウ 重大事態への対処 (いじめ防止対策推進法第28条)

いじめにより、児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには、重大事態として、速やかに、調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行います。

調査は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に則って行います。

2 情報の共有と組織的な対応

(1) いじめの積極的な認知や組織的対応の在り方

いじめ防止対策推進法第22条第1項には、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等により構成される「学校いじめ対策組織」を設置することが定められています。



「学校いじめ対策組織」は常設の組織でなければいけません。

① いじめに関する情報(いじめが疑われる情報を含む。)の把握

- ・児童生徒、保護者からの訴え
- ・児童生徒のトラブル、けんか、気になる様子等の観察
- ・定期的な面談、アンケート 等

担任、教科担任等



② 情報を集約・整理

児童指導主任・生徒指導主事等



③ 組織の招集の指示

教頭 ← → 校長



「学校いじめ対策組織」の招集

いじめに関する情報(いじめが疑われる情報を含む)を得た場合や、教職員がいじめを見または相談を受けた場合は、緊急会議を開催します。

- ◇情報の迅速な共有
- ◇関係児童生徒に対するアンケート調査
- ◇関係児童生徒に対する聞き取り調査
- ◇保護者との連携

調査をした上で.....

- いじめか否かの判断
- 対応方針の決定

Point① 認知から対応まで、「学校いじめ対策組織」を中心に行います。

Point② いじめか否かの判断を発見者に委ねることなく、「学校いじめ対策組織」で行います。

(2) いじめを認知した際の組織的対応の流れ

学校いじめ対策組織**「いじめ」と判断****指導・支援体制の構築**

- 対応方針に基づき、関係児童生徒に対する指導・支援体制を構築します。
- 指導・支援体制を構築する際、外部専門家等による助言を踏まえ、指導・支援計画や関係教職員等の役割を明確にします。

関係児童生徒に対する指導・支援

- 被害児童生徒の心のケアを図るとともに、解決に向けた方法を一緒に考えます。
- 被害児童生徒を守るため、被害児童生徒にとって信頼できる人(相談しやすい教職員、家族等)が連携し、継続して支援します。
- 加害児童生徒に対して、いじめの事実を確認するとともに、被害児童生徒の苦しみや心の痛みに気付かせながら、自らの行為の責任を自覚させ、謝罪の気持ちを醸成させます。
- いじめの背景にある、加害児童生徒が抱えている課題を把握した上で、再びいじめを行うことのないよう継続して指導します。

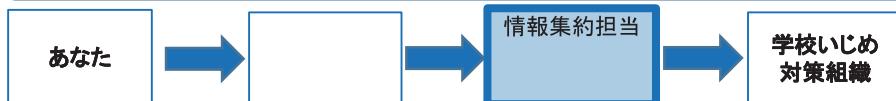
P. 8、10**保護者との連携**

- 担任等が、被害及び加害児童生徒の家庭に連絡し、事実関係を丁寧に説明するとともに、今後の対応方針等について共通理解を図ります。
- 指導・支援状況を逐次報告することを伝えるとともに、家庭での対話や見守り等、家庭での協力を依頼します。

P. 9、11

あなたの学校の組織体制を確認しましょう。

あなたがいじめに関する情報を把握した場合、どのような流れで「学校いじめ対策組織」に報告しますか。以下の図に記入して再確認しましょう。



あなたの学校の「学校いじめ対策組織」の名称及びその構成員を、以下の図に記入して再確認しましょう。

～学校いじめ対策組織の名称～

～構成員～

委員長：

副委員長：

委員：

外部専門家：

3 徹底調査

児童生徒等からいじめの訴えや通報等があった場合は、「学校いじめ対策組織」を招集し、緊急会議を開催します。会議において対応方針を決定した上で、聴き取り調査やアンケート調査等を実施します。

学校は、聴き取り調査等から得られた事実に基づいて判断したいじめの有無等について、学校の設置者に報告します。



いじめ防止対策推進法第23条第2項には、児童生徒がいじめを受けていると疑われるときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を学校の設置者に報告することが定められています。

(1) 聴き取り調査

ア 正確に事実を確認するためのポイント

Point① 公正公平で丁寧な聞き取り(先入観を持たない)

Point② 客観的な事実確認(複数の証言を得るなど)

Point③ チームで対応(「学校いじめ対策組織」を中心とする対応)

イ 聴き取り調査の主な内容

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> いつ(いつから) | <input type="checkbox"/> どこで |
| <input type="checkbox"/> 誰が | <input type="checkbox"/> どのような行為 |
| <input type="checkbox"/> 程度や頻度 | <input type="checkbox"/> 理由 等 |

P. 25

「いじめ事案聞き取りシート」例

(2) アンケート調査

被害児童生徒、加害児童生徒双方の訴えが一致しない、目撃した児童生徒の存在が確認できないなどの場合には、アンケート調査を実施することも有効な方法の一つです。

種類	メリット	デメリット
記名式	・誰が何を知っているかを教員が正確に把握することができるため、対応に活用しやすい。	・誰が書いたか分かってしまうため、児童生徒が本当のことを答えにくい。
無記名式	・記入者が分からぬいため、児童生徒が安心して知っている情報を書くことができる。	・誰が書いたものか分からず、該当者を特定できない。

例えば、記名式で実施する場合、自宅で回答してから封筒に入れて担任等へ提出するなど、状況に応じた工夫や配慮が必要です。

4 被害児童生徒及びその保護者への支援等

いじめ防止対策推進法第23条には、被害児童生徒への「いじめに対する措置」として、主に以下のように定められています。

- いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援を継続的に行うこと
- いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずること
- いじめ事案に係る情報を保護者と共有するための措置等を講ずること



(1) 被害児童生徒に対する支援等

① 心のケアを図ります。

- 「全力で守る」という学校の意思を伝え、安全確保に努めます。
- スクールカウンセラー等を活用するなど、隨時、面談を実施します。

② 共に考えます。

- 被害児童生徒の意向を確認しながら、解決に向けた方法を共に考えます。
- 「学校いじめ対策組織」で決定した支援策等を提案し、意向を確認しながら対応を進めます。

③ 溫かい人間関係をつくります。

- 積極的に声をかけ、いつでも相談できる雰囲気をつくります。
- 居心地のよい集団づくりに努めます。

Point① 被害児童生徒の立場に立って対応する。

Point② 謝罪をもっていじめを安易に解消とせず、継続的に注視する。

Point③ 児童生徒のよさや持ち味を賞賛し、自信を持たせる。

(2) 被害児童生徒の保護者に対する支援等

① 共に考えます。

- 被害児童生徒を中心に据え、今後の対応を一緒に考えます。
- 支援状況等について逐次報告することを伝えます。

② 「全力で守る」という決意を伝えます。

- 学校として被害児童生徒を全力で守る決意を伝えます。
- 「学校いじめ対策組織」で決定した指導・支援策等について説明します。
- 指導・支援策等に対する保護者の意向を確認します。
- 状況に応じて指導・支援策等を変更する場合があることについて説明します。

③ 家庭での協力を依頼します。

- 家庭内での対話や見守り等を依頼します。
- 必要に応じて、家庭での様子等について連絡するよう依頼します。

Point① 複数の教職員で対応する。

Point② 保護者の苦悩や心配、不安等を十分に理解して対応する。

Point③ 繼続的な情報交換を通じて、共通理解を図る。

いじめが解消している状態

- いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安)継続している。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない。
※少なくともこの2点が満たされている必要があります。
「いじめの防止等のための基本的な方針」から

5 加害児童生徒に対する指導



いじめ防止対策推進法第23条第3項には、いじめを行った児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行うことが定められています。

① いじめの事実を確認します。

- 聴き取りを行い、いじめの事実と経過等を確認します。
- 児童生徒の個人情報の取扱いに十分に留意します。

② 被害児童生徒の苦しみや心の痛みに気付かせます。

- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させます。
- 被害児童生徒の苦悩を理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。

③ いじめの背景や要因の理解に努めます。

- いじめの背景にある、ストレス等の課題を把握し、課題の解決に努めます。
- 加害児童生徒の健全な人格の発達に配慮して指導します。

④ 今後の過ごし方を考えさせます。

- 加害児童生徒のよい面を認め、それを生かした行動と一緒に考え、実践させます。
- 再びいじめを行うことがないよう、思いやりの心や規範意識の醸成、人間関係の改善に向けて継続的に指導します。

Point① 複数の教職員で対応する。

Point② 毅然と、そして親身に対応する。

Point③ 保護者や関係機関等と連携し、継続的に指導する。

いじめ防止対策推進法第23条第4項には、被害児童生徒等が安心して教育を受けられるよう、必要に応じて、加害児童生徒を教室以外の場所で学習させる等の措置を講ずることが定められています。



6 加害児童生徒の保護者に対する助言等

① いじめの事実等について説明します。

- 聴き取り調査等から把握した客観的な事実や経過等を丁寧に説明します。
- 指導・支援策等、学校としての対応方針を丁寧に説明し、理解を求めます。

② いじめの背景や要因について一緒に考えます。

- いじめは誰にでも起こる可能性があること、誰もが加害者にも被害者にもなる可能性があることを伝えます。
- 加害児童生徒からの聞き取り等から把握したいじめた理由や動機を踏まえ、加害児童生徒が抱えている課題等を理解することに努めます。
- 責めるようなことはせず、保護者の心情に十分に配慮しながら、解決に向けた方法等と一緒に考えます。

③ 家庭での協力を依頼します。

- 被害児童生徒との関係調整等に向け、学校の指導への理解と協力を依頼します。
- 加害児童生徒のよさを伝え、今後の生活に生かす取組を一緒に考えます。
- 再びいじめを行うことがないよう、家庭での対話や見守りについて協力を依頼します。

いじめ防止対策推進法第9条第1項には、保護者が、その保護する児童生徒に対して、いじめを行うことのないよう規範意識を養うための指導等を行うよう努めることが定められています。



Point① 保護者の心情に配慮し、客観的な事実等を丁寧に説明する。

Point② 保護者の苦悩や心配、不安等に寄り添う。

Point③ 今後の成長に向けた取組を共有する。

7 傍観者に対する指導

① 自分の問題として捉えさせます。

- いじめの問題について話し合わせ、自分たちの問題であることを理解させます。
- 話合い等を通じて、被害児童生徒及び加害児童生徒の双方の気持ちを考えさせます。
- いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせることができることを伝えます。

② 傍観者の心情に配慮した指導を行います。

- いじめを正当化する児童生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることや被害児童生徒の苦悩を理解できるよう、粘り強く指導します。
- いじめの仲裁や教職員等に訴えることができなかつた児童生徒に対しては、被害児童生徒の苦悩を理解させ、教職員等への相談、アンケートによる通報等、自分にできることを考えさせます。
- いじめの問題に無関心な児童生徒に対しては、被害児童生徒の苦悩を理解させ、自分たちの問題として考えさせます。

③ 集団の中での望ましい人間関係づくりに努めます。

- 互いに認め合い、尊重し合える雰囲気を醸成します。
- 勇気や正義感、思いやりの心を育成します。
- 自主的にいじめの問題について考える機会を設定します。



いじめ防止対策推進法第3条第2項には、いじめの防止等のための対策は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響など、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行わなければならないことが定められています。

Point① 被害児童生徒の苦悩等を理解させる。

Point② 傍観者の心情に配慮して指導する。

Point③ 児童生徒が所属感や連帯感を感じられる働きかけを行う。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条には、重大事態について定められています。重大事態に該当する内容は次の2つです。



- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態に関するガイドライン等

重大事態が発生した際、いじめ防止対策推進法に加え、以下のガイドライン等に則った対処が求められます。

- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 平成29年3月 文部科学省
- 「不登校重大事態に係る調査の指針」 平成28年3月 文部科学省初等中等教育局
- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」 平成26年7月改定 文部科学省

(3) 重大事態としての取扱い等に関する主な留意点

重大事態として対処する際、主に以下の点に留意する必要があります。

- 不登校重大事態における「相当の期間」の欠席については、不登校の定義に基づき、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合や転校した場合には、目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。
- 被害児童生徒や保護者から申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発したものとして報告・調査等にあたる。
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」から
- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
「いじめの防止等のための基本的な方針」から

「いじめ」と「重大な被害」、「いじめ」と「相当な期間の欠席」に因果関係があると疑われる場合は「重大事態」として対処します。

(4) 重大事態として扱われた事例

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」には、以下のように、重大事態の具体的な事例が記載されています。



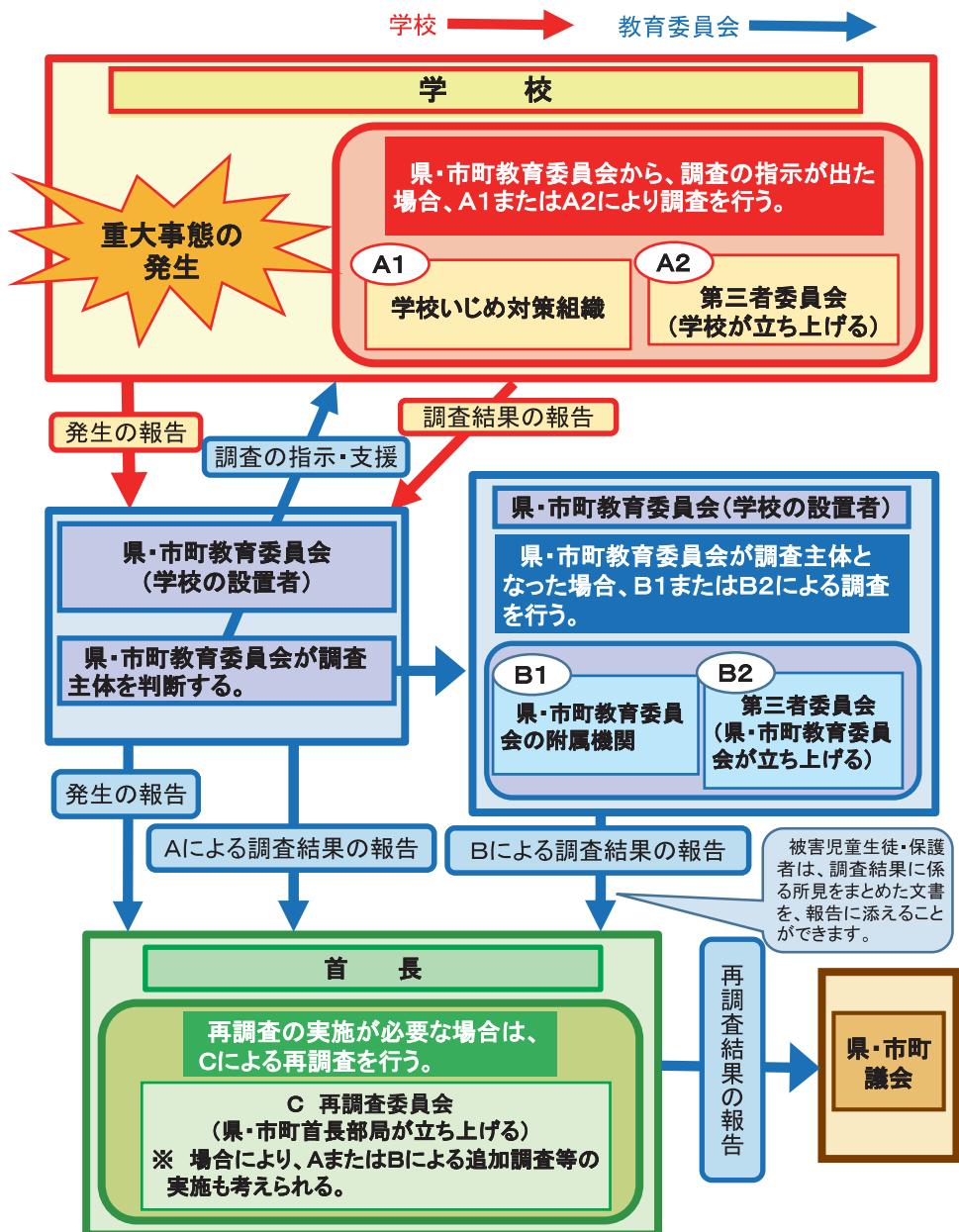
- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - ・リストカットなどの自傷行為を行った。
 - ・暴力を受け、骨折した。
 - ・投げ飛ばされ脳震盪となった。
 - ・殴られて歯が折れた。
 - ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※
 - ・心的外傷ストレス障害と診断された。
 - ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
 - ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。
 - ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - ・欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

いじめ防止対策推進法第30条第1項には、重大事態が発生した場合には、学校は設置者である教育委員会等を通じて、その旨を地方公共団体の長に報告しなければならないことが定められています。



(5) 重大事態の発生の報告等の流れ



(6)「学校が調査の主体となる場合」の学校における対応の流れ

重大事態の調査を実施する場合、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に則って対応します。

ア 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

調査実施前に、以下の7点について説明します。

- 調査の目的・目標
- 調査主体(組織の構成、人選)
- 調査時期・期間(スケジュール、定期報告)
- 調査事項(いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等)
- 調査対象(聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲)
- 調査方法(アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順)
- 調査結果の提供(被害者側、加害者側に提供等)

「いじめがなかった」などと
断定的に説明してはいけま
せん。

イ 調査の実施

以下のように調査を進めます。

- ① 文書情報の整理
- ② アンケート調査
- ③ 聴き取り調査
- ④ 情報の整理 ※
- ⑤ 再発防止策の検討
- ⑥ 報告書のとりまとめ

被害児童生徒やいじめに関する情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とします。

※④は、①～③を時系列にまとめるなど整理し、情報の分析・評価を行います。

いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(平成26年7月文部科学省)に則って調査します。

不登校重大事態である場合は、「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月文部科学省)に則って調査します。

ウ 調査実施に当たっての留意事項

○ 調査対象者、保護者等に対する説明

アンケートについては、学校等によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること、及び結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童生徒及びその保護者に説明した上で行う。

○ 児童生徒等に対する調査

アンケート調査等によりいじめの事実関係を把握する際、被害児童生徒やいじめに係る情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とし、調査を実施する

○ 記録の保存

調査により把握した情報の記録は、各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき適切に保存する。個別の重大事態の調査に係る記録については、少なくとも5年間保存することが望ましい。

○ 被害児童生徒・保護者に対して、調査の進捗等の経過報告を行う。

○ 学校いじめ防止基本方針等に基づく対応が適切に行われていたかなどの分析を行う。

エ 調査結果の説明・報告・公表

いじめ防止対策推進法第28条第2項には、被害児童生徒及び保護者に対して、調査に係る重大事態の事実関係等の情報を適切に提供することが定められています。その際、県や市町の個人情報保護条例等関係法規に則って対応することが大切です。



調査に係る情報提供や調査結果の説明等を行います。

- 被害児童生徒及び保護者に対する調査に係る情報提供及び調査結果の説明
- 地方公共団体の長等に対する調査結果の報告
- 調査結果の公表

調査結果を公表するか否かについては、事案の内容や重大性、被害児童生徒及び保護者の意向、公表した場合の他の児童生徒への影響等を総合的に勘案し、適切に判断します。

調査結果を公表する場合、関係者のプライバシーに十分配慮し、情報公開条例に則って行います。

- 加害児童生徒及び保護者等に対する調査結果の情報提供
- 加害児童生徒及び保護者に対して、調査に係る情報提供を実施する場合は、その方針について予め被害児童生徒及び保護者に確認します。

9 事案対処の参考になる事例

「学校いじめ対策組織」を中心に、初動で適切に判断し、調査、指導・支援等を行った事例を紹介します

「初動で適切にいじめの重大事態として捉え、

1 事例の概要 調査を実施し、被害者の支援を行った事例」

(1)関係児童

- 被害児童 小学5年女子A
- 加害児童 小学5年男子B

(2)いじめの概要

AがBから差別的な発言、砂をかけられる行為を受けたことにより、心身に苦痛を感じ、40日間程度の欠席をした。

2 事態の経緯及び対応

- Aが授業中に発表したことに対し、Bが差別的な発言をした。
- 授業後、担任が事情を確認し、Aに対してBから謝罪をさせた。
- Aの保護者が来校し、謝罪後もAに対するBの嫌がらせが続いていることを担任に伝えた。
- Aの保護者からの情報を元に、校長、教頭、担任がA及びBとそれぞれの保護者から聞き取りを行い、事実確認が行われた。その中で、差別的な発言に加え、体育の時間に砂をかけられる行為があったことがわかった。
- A、Bとそれぞれの保護者に対し教育相談が継続的に実施されたが、Aが欠席するようになった。
- 学校における取組(括弧内は担当者)
 - ①A宅への家庭訪問※学習支援も含む(校長、教頭、担任、特別支援教育コーディネーター)
 - ②A宅への電話連絡(校長、教頭、担任、特別支援教育コーディネーター)
 - ③Bへの指導(校長、教頭、主幹教諭、担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、児童支援担当)
 - ④Bの保護者への働きかけ及び日常の報告(校長、教頭、担任)
 - ⑤学校いじめ対策委員会、学校不登校対策委員会の実施及び全教職員への現状報告
 - ⑥スクールカウンセラーによる見立て及びフィードバック

○Aが欠席するようになったことを受け、学校が本件について重大事態として、教育委員会に報告。

○教育委員会が学校に、校長を中心として学校全体で組織的に取り組むこと、Aの学校復帰を第一に考えて誠意を持って対応すること、関係機関の活用も図ることを指示した。

○継続的な家庭訪問で学習支援や教育相談を実施し、登校への不安感をなくした結果、Aが登校できるようになった。また、Bに対して教育相談を実施し、自尊感情を高めた結果、Bの反省が促され、良好な人間関係を作ることができるようになった。

3 成果

○早期に家庭訪問を実施したことで保護者への連絡が迅速かつ正確に行われた。(取組①)

○学習意欲が高いAに対して、組織的、継続的に学習支援と教育相談を実施したことが登校意欲に結び付いた。(取組①)

○スクールカウンセラーを効果的に活用することで、当事者への対応のみならず、保護者対応が適切に行われた。(取組⑥)

○Bに対して、自尊感情を高め周囲と望ましい人間関係を作ることができるように、担任を中心としたチームで取り組んだ。(取組③、④)

○事案に対して校長を中心としたチーム対応を行い、全教職員で解決に向けて取り組んだ。(取組⑤)

○教育委員会から適切な指示や助言があった。(取組⑤)

○いわゆる不登校重大事態については、「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、(中略)学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である」とされている。本事例については、早期の家庭訪問や継続的な学習支援・教育相談の実施により、速やかな学校復帰が可能になったと考えられる。

○加害児童に対しても、教育相談を実施し、自尊感情を高めた結果として反省が促されており、適切な指導が行われたと考えられる。

○以上のような取組が、教育委員会による適切な指導・助言の下、校長を中心に学校全体で組織的に実施されており、本事例は、国の基本方針に則った対応が行われたケースと評価できる。

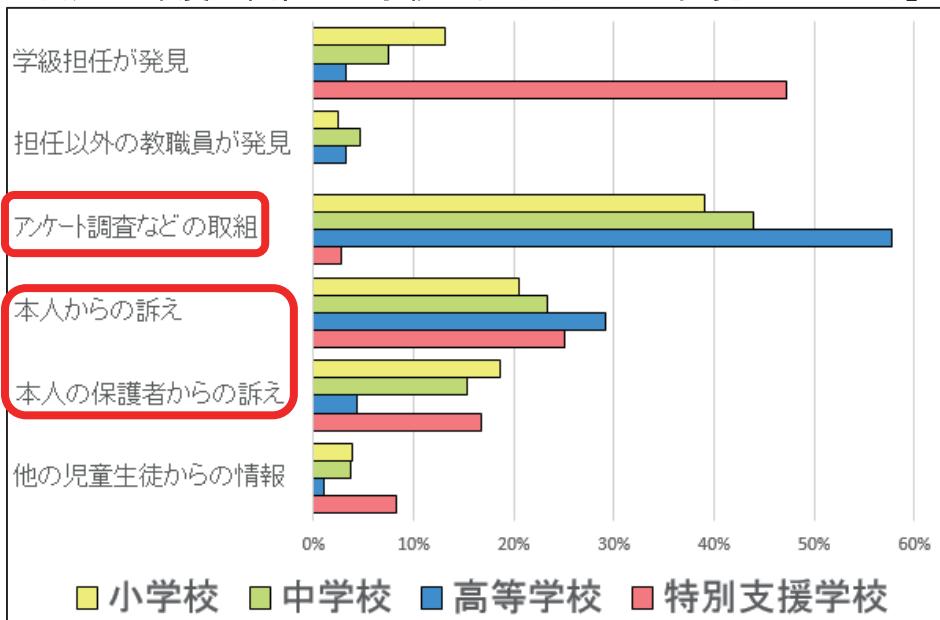
「いじめ対策に係る事例集」(文部科学省初等中等教育局児童生徒課 平成30年9月)を一部修正

10 アンケート調査の実施と教育相談体制の充実

いじめ防止対策推進法第16条第1項には、いじめを早期発見するため、アンケート調査等を定期的に実施することが定められています。



平成29年度 本県公立学校における「いじめ発見のきっかけ」



「平成29年度栃木県問題行動等調査結果」から

定期的なアンケート調査は、いじめの実態把握のための有効な手段です。

- 児童生徒が回答しやすい環境を整えます。
- 収集した情報は保管し、「学校いじめ対策組織」等、教職員間で共有します。

定期的に相談窓口を周知するとともに、教育相談体制を整備します。

- いじめに関する情報に加え、児童生徒や保護者が抱える不安や悩みを受け止めます。
- いじめに関する訴え等があった場合、直ちに「学校いじめ対策組織」に報告し、組織で対応します

早期発見

(1)アンケート調査を実施する際のポイント

以下の点を参考にしましょう。

ア 「簡単な形式で」

- 児童生徒が回答しやすく、また、教職員が速やかに集計できるよう、簡単な形式で作成しましょう。
- 5~10項目程度の質問で構成しましょう。

イ 「定期的に」

- アンケート調査は定期的に実施しましょう。
- 教育相談週間と関連付けるなど、少なくとも各学期に一度は実施しましょう。

ウ 「落ち着いた雰囲気の中で」

- 児童生徒が安心して回答できる雰囲気を作りましょう。
- 児童生徒に対して、真剣にアンケートに取り組み、正直に答えてほしいことなどを伝えましょう。

エ 「匿名性を守って」

- いじめの被害を訴えた児童生徒やいじめを通報した児童生徒を守るため、アンケートの匿名性を保持しましょう。
- 例えば、アンケート用紙を回収する際、担任等が集めて回り、児童生徒の前で封筒に入れたり、アンケート用紙を封筒に入れて提出させたりするなど回収の方法を工夫しましょう。

※ アンケートの形式(記名式、無記名式など)については、それぞれのメリット・デメリットを踏まえ、学校の実情や児童生徒の発達の段階等に応じて、検討する必要があります。

P. 7

(2) 教育相談体制の充実



① 日頃から信頼関係の構築に努めましょう。

- 学校生活のあらゆる場面を教育相談の機会と捉えます。
- 一人一人の児童生徒をかけがえのない存在として認めます。
- 観察やコミュニケーションを通して、児童生徒を理解しようと努めます。

② 教育相談体制を整備しましょう。

- 定期的な教育相談週間等を活用し、アンケート調査や個人面談を実施します。
- 相談室や保健室など、児童生徒が安心して話せる場所を確保します。
- 児童生徒や保護者に対して、いじめの相談窓口（「学校いじめ対策組織」、関係機関の電話相談窓口等）を周知します。

③ いじめに関する相談を受けた場合には

- 児童生徒や保護者の気持ちに寄り添いながら、丁寧に話を聴きます。
- いじめに関する情報適切に記録します。

P. 25

「いじめ事案聴き取りシート」例

Point いじめに関する相談を受けた場合には、直ちに「学校いじめ対策組織」の情報集約担当（児童指導主任・生徒指導主事等）等に報告し、学校の組織的な対応につなげましょう。

P. 4~6

11 いじめの早期発見につながる日頃の観察

いじめを早期に発見するためには、教職員一人一人が、あらゆる場面で学級(ホームルーム)の雰囲気や児童生徒の様子を観察し、学級(ホームルーム)集団や児童生徒が発する「サイン」等、些細な変化を見逃さず、敏感に察知することが大切です。

(1)いじめられている児童生徒のサイン

- 欠席や遅刻が増える。
- 教師と視線が合わず、うつむいている。あいさつをしなくなる。
- いつもと違う友だちと登校している。
- 体調不良(頭痛、腹痛、吐き気等)を訴える。
- 欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。
- 必要以上に保健室やトイレに行く。
- 授業用具、机・椅子等が散乱している。
- 発言すると周囲がざわつく。
- 授業中、ぼんやりしていて、作業が継続しない。
- 教科書やノート等に落書き、汚れがある。
- グループ分けの際、孤立する。グループ活動中に友だちから話しかけられない。
- 休み時間に自分の席から離れようとしない。
- 訳もなく階段や廊下を歩いている。
- 用がないのに職員室や保健室を訪れる。
- 友だちとふざけ合っているが表情がさえない。
- 一人で片付けをしたり、一人離れて清掃したりする。
- 衣服が汚れていたり濡れていたりする。
- 慌てて下校する。または、いつまでも学校に残っている。
- 靴、かばん、傘及び自転車の鍵などの持ち物が紛失する。
- 部活動で一人で準備や片付けをしている。



いじめられている児童生徒は、
自分からいじめの被害を言い出せ
ないことがあります。
元気そうに見えても、不安や悩み
等を抱えているかもしれません。

(2)いじめている児童生徒のサイン

- 教室や廊下などで仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- 特定の児童生徒にだけ、周りの児童生徒が異常に気を遣っている。
- 仲間だけが分かるようなサインや隠語を使っている。
- 教師が近づくと、グループの児童生徒が急に仲が良いふりをしたり、または不自然に分散したりする。
- 自己中心的な言動が目立つ児童生徒がいる。

いじめている児童生徒の存在に気付いた場合は、教職員は子どもたちの中に積極的に入り、コミュニケーションを通じて状況を把握しましょう。



(3)教室でのサイン

- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 発言に対するヤジや冷やかしが聞こえる。
- ルールを守らない児童生徒が多い。
- 掲示物へのいたずら、落書きがある。
- 机にいたずらがあつたり、持ち物がなくなったりする。
- 何か起きると特定の児童生徒の名前が出る。
- 特定の児童生徒の机や椅子を離して座ろうとする。
- 配布したプリント等が、特定の児童生徒に渡っていない。
- 席替え等の際、特定の児童生徒の隣の席になることを嫌がる。
- 清掃等の際、特定の児童生徒の机が運ばれない。

このようなサインを察知した場合には、いじめの存在を強く意識し、教室にいる時間を増やすなどして、状況を把握しましょう。



Point 学級(ホームルーム)集団や児童生徒が発する「サイン」等、些細な変化を察知した場合には、「学校いじめ対策組織」の情報集約担当(児童指導主任・生徒指導主事等)等に報告しましょう。

P. 4~6

12 情報の整理と共有

(1) 情報の整理

いじめ事案に組織的かつ迅速に対処するためには、日頃の早期発見に向けた取組が必要不可欠です。そのため、定期的なアンケート調査等に加え、児童生徒や保護者から得られた情報の整理や全教職員での情報共有等の仕組み作りが必要です。

情報の整理の方法として、以下のように、聴き取る内容をマニュアル化する方法があります。

(例)「いじめ事案聴き取りシート」

聴き取り日時・聴き取り者（5/15 16時～16時30分 担任〇〇 副担任〇〇）

生徒氏名	2年2組	〇〇 A太	加害・被害の別	(被害) 加害 その他()
いつ	どこで	誰から (誰が)	何をされたか (何をしたか)	そのときの気持ち
5月12日 (金) 放課後	教室	□□ D男 ◇◇ E男	はじめはお互いにふざけ合っていたが、嫌なことを言わされたため、やめるよう言ったら頭を叩かれた。	悲しくなった。 叩かれて痛かった。

上記のシートの内容に加え、以下の点等についても聴き取ります。

- ア 他に知っている児童生徒、見ていた児童生徒の存在
- イ いじめの「程度」(殴ったり叩いたりした回数等)
- ウ いじめの「期間」(その日だけか、継続しているか)
- エ いじめの背景として考えられること
- オ 情報を提供した児童生徒や保護者からの要望

このような情報は、以下のような場面で必要になります。

- 「被害児童生徒及びその保護者への支援等」
- 「加害児童生徒に対する指導」
- 「加害児童生徒の保護者に対する助言等」

P. 8~11

(2) 情報の共有

情報共有の方法として、表計算ソフトを使った方法があります。シートを増やすことで、欠席・遅刻の多い児童生徒、支援が必要な児童生徒の情報など、全教職員で継続的に共有しておきたい情報をまとめることができます。

「いじめ事案一覧表」の例(表計算ソフトでデータベース化)

いじめが疑われるからかい行為、冷やかし、物の紛失、破損等、ネット上でのトラブル等を記入願います。入力されたデータは「学校いじめ対策組織」、「学年会」、「ケース会議」等で活用します。

※緊急性のあるものは教頭、児童指導主任・生徒指導主事、担任に報告し、記入は後で構いません。

確認者 No. 担任教科生数 担任生組別履歴	いじめの事案								解消確認			
	月	日	年	組	氏名(被害)	いつ	どこで	態様	どのように	記入	対応	予定
1 ○○○○○ 5 15 2 2 ○○ A太	5月12日 放課後	2-2教室	軽く叩かれた	はじめはB男とC男とお互いふざけあっていたが、嫌なことを言わされたりしたので、断ったら頭を叩かれた。	佐藤 面談済 部長報告済 【未了】	8月	済					
2 ○ ○ 6 4 1 2 □□ D子	5月31日 ～ 昼休み	2階廊下	悪口	部活動のトラブルからE子とF美から廊下を通るたびににらまれて、「バス」や「きもい」などと言われる。	山田 面談済 部長報告済	9月						

情報共有に必要な要素は以下の通りです。

- 『情報の確認状況』
- 『対応状況』
- 『結果のフィードバック』

- 情報を確認していない教職員の存在を把握できます。
- 学年会、職員会議等の資料に活用できます。
- 当該事案への対応状況を確認することができます。
- 該当児童生徒の様子を意識して観察することができます。

- ※ パソコンのデスクトップにショートカットを作成するなど、隨時入力・確認できるようにしましょう。
- ※ ファイルにはパスワードをかけましょう。

早期発見

確認者
担任主教相部教員
○○○○○○
○ ○

確認した場合は
「〇」を入力するこ
とで未確認者を把
握できます。

情報管理者を決め、未確認の教職員に声かけをすることで、情報共有の漏れを防ぎます。

○情報共有の体制を作ります。

- ・児童指導主任・生徒指導主事→
「学校いじめ対策組織」の委員
 - ・教育相談主任→教育相談係の先生方
 - ・学年主任→学年の先生方 等

月	日	年	組
5	15	2	2
6	4	1	2

「月別」「学年別」
「クラス別」でシートを表示できます。

○各種会議資料等に役立てます。

- ・職員会議等の資料
 - ・いじめが発生しやすい時期等を分析するための資料 等

記入	対応
佐藤	面談済 部長報告済 【認知】
山田	面談済 部長報告済

対応状況を確認できます。「学校いじめ対策組織」で、いじめと認知した場合は【認知】と入力するなど、ルールを決めておきます。

○対応・報告の記録を残します。

- ・対応状況を簡潔に記入します。
 - ・面談内容等の詳細な記録については、別途、保管しておきます。

角解肖確認	
予定	解消
8月	済
9月	

いじめの解消や現在の状況等についての情報を入力し、対応漏れがないように工夫します。

○いじめが解消しているかを把握します。

- ・解消の要件は8ページを参照して下さい。
 - ・解消しない場合は、「学校いじめ対策組織」で対応策を協議します。

いつ	どこで	態様	どのように
5月12日 放課後	2-2教室	軽く叩かれた	はじめはB男とC男とお互い心 がけあっていたが、嫌なこと と言わされたりしたので、 断ったら頭を叩かれた。
5月31日 ～ 夏休み	2階廊下	悪口	部活動のトラブルからE子とF 美から廊下を通るたびににら まれて、「バス」や「きも い」などと言われる。

いじめ聴き取りシートの概要を入力し、確認することができます。

○ いじめの態様等を把握します。

- ・いじめの態様や場所、時間帯等を把握し、いじめの未然防止に向けた取組に役立てます。

13 いじめの未然防止に向けた取組のポイント



いじめ防止対策推進法第3条及び第8条には、いじめの防止等のための対策の趣旨等について示されています。

いじめの未然防止の取組の充実に向けて、本県でこれまでに作成した指導資料等を効果的に活用しましょう。

① いじめについて共通理解を図ります。

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、全ての教職員の共通理解を図ります。
- 日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成します。

② いじめに向かわない態度・能力の育成を図ります。

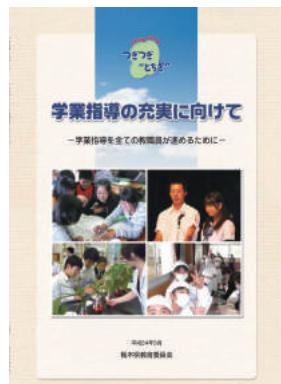
- 教育活動全体を通じて、児童生徒の社会性を育みます。
- 社会体験等の機会を活用し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培います。
- 自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。

③ いじめが生まれる背景を踏まえた指導を実践します。

- 勉強や人間関係等のストレスを軽減できるよう、分かりやすい授業づくりや、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ストレスに対処できる力を育むため、スポーツや読書等を通じてストレスを発散したり、誰かに相談したりするよう指導します。
- 教職員の不適切な発言等により、いじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

④ 自己有用感や自己肯定感を育みます。

- 他者の役に立っていると感じられる機会を全ての児童生徒に提供します。
- 困難な状況を乗り越え、達成感を感じられる機会等を積極的に設けます。



⑤ 児童生徒自らが取り組みます。

- 児童生徒がいじめの問題について考え、話し合う機会を設けます。
- いじめの防止に向けた児童生徒が主体となった取組の実践を支援します。



⑥ 保護者・地域と連携します。

- 児童生徒に対する社会全体での見守りや児童生徒の健全育成に向けて、保護者と地域等の関係者と連携します。

- Point①** 校内教職員研修を充実させる。
- Point②** 意図的、計画的な授業づくり、集団づくりに取り組む。
- Point③** 道徳教育・人権教育の充実を図る。
- Point④** 学級(ホームルーム)活動等における取組を工夫する。
- Point⑤** 保護者・地域等の関係者との連携強化を図る。

14 児童生徒による主体的な取組

同じ目標に向かって実践しましょう

学級(ホームルーム)活動、児童会・生徒会活動 等

「いじめを防止するためにはどうしたらよいか?」等をテーマとした話し合いでの児童生徒の意見を基に取組の目標を設定します。

児童生徒による主体的な取組を推進するためには、児童生徒が同じ目標を持って取り組むことが大切です。

◆ 児童生徒による「いじめゼロ子ども会議」等



いじめを防ぐにはどうしたらよいか?

児童生徒に投げかけます。

児童生徒に考えさせます。

「いじめを止める」、「ルールを作る」、「一人でいる子に声をかける」等

簡単な取組から始めます。

児童生徒に具体化させます。

「啓発ポスター」、「標語・スローガン」、「あいさつ運動」等

次の取組に向けた、児童生徒の考えを引き出します。

児童生徒に課題を整理させます。

いじめの未然防止に向けた環境や雰囲気を学級(ホームルーム)や学校全体に浸透させるため、今後どうしたらよいか?

児童生徒に次の取組を企画・実践させます。

児童生徒による取組を認める場面を設定したり、家庭や地域に広報したりするなど、教職員が児童生徒の活動を支援することで、取組の継続に向けた意欲を高めます。

未然
防止

認められる喜びに気付かせましょう

認め・賞賛する場や手立て

- 互いのよさや優しい言動等を見つけ、認め合う場や賞賛する場を作ります。
- 友だちのよさを認めたり、他者や集団に貢献したりする経験を積み重ねることが大切です。



◆ 異学年交流体験や縦割り班活動

◆ やさしさの木

◆ クリーン大作戦 等

いじめを許さない雰囲気を高めましょう

標語やスローガン、ポスターの作成・掲示等

「いじめ防止強化週間」や児童会・生徒会が主催する活動の中で、標語やスローガン、ポスターを作成し、児童生徒、保護者、教職員、地域住民等が目にする場所へ掲示します。児童生徒が自分の考えを表現し、いじめの問題への意識を高めていくことが大切です。



- ◆ ポスターや横断幕の作成掲示
- ◆ いじめ防止の呼びかけ(学校行事、朝会、児童会・生徒会活動等)
- ◆ 小・中学校合同「あいさつ運動」等

※ 児童生徒によるいじめ防止の取組が過熱することで、加害児童生徒が孤立してしまうなどの状況が発生する可能性を念頭に置き、教職員は、児童生徒の主体的な活動を十分に把握し、行き過ぎた行為があった場合は適切に指導します。

15 いじめの未然防止に向けた年間計画

いじめの未然防止に向けた取組は、学校生活に関するアンケート等を通じて把握した実態や課題を踏まえ、学校全体で計画的に実施します。

一連の取組後には、再びアンケート等を実施するなどして、取組の評価、改善策の検討、計画の修正等を行い、次の取組の実践につなげます。

児童生徒の実態や保護者の意識等の把握



課題の発見・目標の設定



Plan

計画の策定

- ・具体的な取組を年間計画に組み込みましょう。
- ・取組の検証時期を計画に入れましょう。

Action

改善策の検討・実施

- ・新たな課題を整理しましょう。
- ・取組の改善を図り、実施しましょう。

Do

取組の実施

- ・児童生徒の主体性を生かしましょう。
- ・学校全体で取り組みましょう。

Check

点検・評価

- ・学校評価アンケート等を活用しましょう。
- ・全教職員で分析結果等を共有しましょう。

未然
防止

いじめ防止対策年間計画

あなたの学校では、いじめの未然防止に向けた具体的な取組を、どのように年間計画に位置付けていますか。以下の表にまとめ、再確認しましょう。

	学校行事、会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

参考資料等

1 関係機関の連絡先

(1)警察

名 称	住 所	電 話 番 号
少年サポートセンター	宇都宮市塙田1-1-20	0120-874-152
宇都宮中央警察署	宇都宮市下戸祭1-1-6	028-623-0110
宇都宮東警察署	宇都宮市今泉町2996-2	028-662-0110
宇都宮南警察署	宇都宮市みどり野町1-8	028-653-0110
小山警察署	小山市大字神鳥谷1738-5	0285-31-0110
足利警察署	足利市千歳町94-7	0284-43-0110
栃木警察署	栃木市箱森町40-14	0282-25-0110
佐野警察署	佐野市浅沼町573-6	0283-24-0110
鹿沼警察署	鹿沼市上殿町1000-5	0289-62-0110
真岡警察署	真岡市荒町115	0285-84-0110
大田原警察署	大田原市紫塚1-1-4	0287-24-0110
那須塩原警察署	那須塩原市方京2-15-1	0287-67-0110
今市警察署	日光市今市1378-1	0288-23-0110
日光警察署	日光市稻荷町2-2-2	0288-53-0110
下野警察署	下野市下古山2451-41	0285-52-0110
矢板警察署	矢板市中2001-1	0287-43-0110
さくら警察署	さくら市馬場786-1	028-682-0110
那須烏山警察署	那須烏山市初音3-6	0287-82-0110
茂木警察署	茂木町茂木209-2	0285-63-0110
那珂川町警察署	那珂川町北向田85	0287-92-0110

(2)教育委員会

名 称	住 所	電 話 番 号
栃木県教育委員会事務局		
学校安全課児童・生徒指導担当	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3359
義務教育課	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3390
高校教育課	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3382
特別支援教育室	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3381
河内教育事務所	宇都宮市竹林町1030-2	028-626-3184
上都賀教育事務所	鹿沼市今宮町1664-1	0289-62-0162
芳賀教育事務所	真岡市荒町116-1	0285-82-5274
下都賀教育事務所	栃木市神田町6-6	0282-23-3782
塩谷南那須教育事務所	矢板市鹿島町20-22	0287-43-0609
那須教育事務所	大田原市中央1-9-9	0287-23-2194
安足教育事務所	佐野市堀米町607	0283-23-5479
栃木県総合教育センター 教育相談部	宇都宮市瓦谷町1070	028-665-7210
各市町教育委員会		

(3) 福祉・医療機関

名 称	住 所	電 話 番 号
中央児童相談所	宇都宮市野沢町4-1	028-665-7830
県南児童相談所	栃木市沼和田町17-22	0282-24-6121
県北児童相談所	那須塩原市南町7-20	0287-36-1058
精神保健福祉センター	宇都宮市下岡本町2145-13	028-673-8785

(4) 地域の関係機関等

(近隣の病院、救急病院、学校医、
市町の福祉部局、民生児童委員、保護司等)

(1)～(3)以外の地域の関係機関や専門家等の連絡先を書き込みましょう。

2. Q & A

Q1 いじめ防止対策推進法の定義に基づいていじめを認知した場合、いじめの認知件数が増えると思います。いじめの認知件数が多いことで、学校が荒れていると思われませんか？

A1 いじめの認知件数が多いことで、学校が荒れていると評価されることはありません。

文部科学省が作成した教職員向け資料（「いじめの認知について」）では、「いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。」と示されています。

Q2 いじめを認知する際、加害児童生徒の意図を配慮する必要があるですか。

A2 いじめ防止対策推進法に定められた定義では、加害児童生徒の意図を問わず、被害児童生徒の感じる被害性に着目し、幅広くいじめを認知することが求められています。（P. 2）

Q3 「学校いじめ対策組織」は、いじめが発生した時にだけ召集されるのですか。

A3 「学校いじめ対策組織」は、いじめの防止等のための対策に関する取組を学校の中心となって実施する組織です。

事案対処の際だけでなく、定期的に招集され、アンケート調査の集計結果や、いじめの未然防止や早期発見の取組の計画、実践、点検・評価等について協議します。（P. 4）

Q4 定期的に実施しているいじめのアンケート・個人面談等の記録は、いつまで保存すればいいですか。

A4 各地方公共団体の文書管理規則等に基づき保存します。個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましいとされています。(P. 17)

Q5 加害児童生徒を指導したところ、いじめの行為を素直に認め、十分に反省し、教職員の立ち会いの下、被害生徒に対して謝罪しました。この場合、いじめは解消したと考えてよいのでしょうか。

A5 いじめが「解消している」状態と判断するためには、少なくとも、2つの要件が満たされている必要がありますので、謝罪をもって安易に解消とはできません。(P. 8)

いじめが解消に至っていない段階では、学校は、被害児童生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保する責任があります。「学校いじめ対策組織」は、いじめが解消に至るまで、被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容や教職員の役割分担等を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

また、解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、関係生徒を日常的に注意深く観察する必要があります。「いじめの防止等のための基本的な方針」から

Q6 重大事態としての判断や調査の実施は、事実関係が確定した段階で重大事態として判断し、調査を開始するのでしょうか。

A6 重大事態としての判断は、「いじめ」と「重大な被害」、「いじめ」と「相当な期間の欠席」に因果関係がある「疑い」が生じた段階で、重大事態として判断し、調査を開始しなければなりません。(P. 13)

3. 関係法令

いじめ防止対策推進法等には、いじめの問題に対して学校が取り組むべきこと等が示されています。

関連する条文等を紹介しますので、条文等の内容を確認しましょう。

法 律…いじめ防止対策推進法
国方針…いじめ防止等のための基本的な方針
県方針…栃木県いじめ防止基本方針

項目	法 律	国方針	県方針
1 学校及び教職員の責務	・第8条 ・第15条第2項 ・第23条第6項	・第1ー7	・1ー(4)
2 学校いじめ防止基本方針の策定	・第13条	・第2ー3(1)(2)	・3ー(1)
3 いじめの防止	・第15条	・第1ー7(1) ・第2ー3(4) i	・1ー(4)① ・3ー(3)①
4 いじめの早期発見のための措置	・第16条	・第1ー7(2) ・第2ー3(4) ii	・1ー(4)② ・3ー(3)②
5 教職員の資質向上	・第15条第2項 ・第18条第2項	・第2ー3(3)	・3ー(1)②
6 ネットいじめ対策の推進	・第19条第1項		
7 学校いじめ対策組織の設置	・第22条	・第2ー3(1)(3)	・3ー(2)
8 いじめに対する措置	・第23条 ・第25条	・第2ー3(4) iii	・3ー(3)③
9 重大事態への対処	・第28条 ・第30条	・第2ー4	・4

※ 「重大事態への対処」に関する具体的な内容については、
・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」
・「不登校重大事態に係る調査の指針」
・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」
を確認してください。

4. 参考文献等

○ いじめ防止対策推進法

平成25年6月28日法律第71号
最終改正 平成28年5月20日法律第47号

○ いじめの防止等のための基本的な方針

平成25年10月 11日文部科学省(最終改定平成29年3月14日)

○ 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針

平成26年7月改訂 文部科学省

○ 不登校重大事態に係る調査の指針

平成28年3月 文部科学省初等中等教育局

○ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

平成29年3月 文部科学省

○ いじめ対策に係る事例集

平成30年9月 文部科学省初等中等教育局児童生徒課

○ 生徒指導リーフ(Leaf. 1～22)、生徒指導支援資料(1～6) 文部科学省国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

○ 学業指導の充実に向けて

平成24年3月栃木県教育委員会

○ 「いじめ」の理解と対応 改訂版

平成24年12月栃木県教育委員会

○ 平成25. 26年度 いじめ防止推進事業リーフレット

平成27年3月栃木県教育委員会

○ 補訂版 いじめ防止対策推進法 全条文と解説

2018年7月18日 坂田 仰 編

平成30年度 児童・生徒指導推進委員会

No	氏名	所属・役職等	備考
1	坂田 仰	日本女子大学教職教育開発センター 教授	委員長
2	小野 勝	総合教育センター研修部 指導主事	委員
3	山田 裕功	総合教育センター研究調査部 指導主事	委員
4	見目 正恵	総合教育センター教育相談部 副主幹	委員
5	鈴木 智也	河内教育事務所 指導主事	委員
6	大森 一久	上都賀教育事務所 指導主事	委員
7	生井 克成	芳賀教育事務所 副主幹	委員
8	清水 友晶	下都賀教育事務所 指導主事	委員
9	根本 一明	塩谷南那須教育事務所 副主幹	委員
10	屋代 聖之	那須教育事務所 指導主事	委員
11	羽田 耕造	安足教育事務所 指導主事	委員
12	小倉 克則	学校安全課児童・生徒指導担当 課長補佐	事務局
13	佐藤 俊宏		指導主事
14	山田 大介		指導主事
15	永利 英剛		指導主事
16	吉川 真弓	学校教育課小中学校教育担当 副主幹	事務局
17	赤坂 賢一	学校教育課高等学校教育担当 指導主事	事務局
18	藤本 勝	特別支援教育室 副主幹	事務局

平成30年度 児童・生徒指導推進委員会協議のまとめ

いじめ対応ハンドブック

～いじめ防止対策推進法等対応版～

平成31(2019)年3月発行

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
栃木県教育委員会事務局 学校安全課 児童・生徒指導担当

TEL 028-623-3359

FAX 028-623-2956

本資料は、栃木県のホームページからダウンロードすることができます。

栃木県ホームページ【ホーム>教育・文化>学校教育>児童・生徒指導>児童・生徒指導担当
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m09/education/gakkoukyouiku/seitoshidou/1182421286322.html>



いじめストップ!!